別記第４号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事

東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるＤＸ推進補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請があった東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるＤＸ推進補助金について、下記により交付することに決定しましたので、通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業名

２　交付決定額　　金　　　　　　　　　　　円

３　留意事項

（１）交付決定額は交付の上限額である。

（２）交付額は本年度分の実績報告書に基づき、交付決定額の範囲内で確定する。

４　通則

補助金の交付対象となった者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業を行うに当たって、この通知書に定めるもののほか、東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるＤＸ推進補助金交付要綱及び東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるＤＸ推進補助金募集要領に定めるところに従うこと。

５　交付条件

（１）知事は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地

調査等を行うことができる。知事が補助対象事業の適正な執行に必要な範囲において報

告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（２）知事は、（１）の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容

又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに

適合させるための処置をとることを命じるものとする。

（３）知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア　偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（４）知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事

業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

（５）知事が、（４）により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係

る補助金の受領日の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返

還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜ

られた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。）か

ら納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその

後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95％の割合（年当たりの割合は、

閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100

円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

（６）交付決定事業者は、（５）により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付

日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未

納額につき年10.95％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（７）交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算

金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業につ

いて交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停

止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（８）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

交付決定事業者が知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

（９）交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、

台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって

管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

（10）交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当

該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助対象事業により取得し、又は効用

の増加した財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15

号）で定めている耐用年数を経過するまで、当該帳簿及び証拠書類を（補助対象事業の中

止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の５年

間）保存しておかなければならない。

（11）知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又

は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

（12）交付決定事業者がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。